

(仮称)宮古岩泉風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、岩手県宮古市及び岩泉町において、最大で総出力 199,500kW (定格出力 2,850kW 級の風力発電設備最大 70 基) の風力発電所を新設する事業である。本事業は、現時点では、系統連系への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により多くの改変が行われ、とりわけ切土を主体とした計画となっているため、地形の改変及びそれに伴う多量の発生土による水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類の生息が確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種であるイヌワシについては、非繁殖期を中心として、対象事業実施区域及びその周辺に飛来し、採餌行動が確認されており、本事業による風力発電設備の設置は、イヌワシの重要な餌場への移動ルートを遮断し、餌場の利用を大幅に制限する可能性が高い。

このようなことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により多くの改変が行われ、とりわけ切土を主体とした計画となっているため、多くの残土が発生し、その処理のために対象事業実施区域内で多くの土捨場が設置され、これに伴って更に多くの森林を伐採するものとなっている。そのため、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。

施設・道路に関する土工計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可能と考えられるため、以下の事項を念頭に、風力発電設備の設置位置、建設手法、路線計画等を見直すとともに、改変区域等の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

既存道路をできる限り活用すること。

発電設備の設置高や道路線形の見直しにより、切土高、盛土高の最小化を図ること。

切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えたとともに、発生した土砂は対象事業実施区域外で処理することにより、土捨場は原則廃止すること。

やむを得ず対象事業実施区域内に土捨場を設置する場合には、専門家の指導・助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択するとともに、希少な動植物の生息地・生育地や自然度の高い植生を極力回避すること。

(2) 上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。

また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助

言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音について

工所用資材等の搬出入に伴う騒音影響が懸念されることから、低速走行等の追加的な環境保全措置により騒音を一層低減するよう努めるとともに、工事実施期間中には、追加的な環境保全措置の効果について確認すること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種に指定されたイヌワシ 4 ペア等の生息環境となっているほか、対象事業実施区域の周辺には、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の営巣が確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。

特にイヌワシについては、対象事業実施区域の西側に、非繁殖期を中心に採餌行動が確認され、重要な餌場となっていると考えられる牧草地があるが、本事業はその重要な餌場への移動ルートを遮断し、その利用を大幅に制限する可能性が高い。

以上より、本事業による重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

イヌワシの重要な餌場への移動ルートを確保するため、30～33、41号機について、設置の取りやめを含む抜本的な見直しを行うこと。また、追加調査の結果を踏まえて、更なる配置計画の見直しを行うこと。

バードストライクの発生を低減するために、関係機関との協議・調整を踏まえて、効果が認められたブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。また、バードストライク対策に関する最新の知見の収集に努め、今後効果が確認された対策については、本事業への導入を検討すること。

鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測及び環境保全措置の効果には大きな不確実性が伴うことから、供用後の事後調査を適切に実施し、イヌワシのバードストライクが発生した場合には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼働再開とすること。また、その他の重要な鳥類についても、供用後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。